

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 1 月 12 日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 新井史年

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0310-2019-0024	北足立郡伊奈町大字小室字上田 8 7 9 4 番 1
0310-2019-0025	北足立郡伊奈町大字小室字上田 8 7 9 4 番 2